

くしろ家畜衛生

第106号（令和4年5月号）

釧路家畜保健衛生所



高病原性鳥インフルエンザに要警戒！

⚠ 釧路管内の農場で高病原性鳥インフルエンザが発生しました

令和4年(2022年)4月26日、釧路市の農場（エミュー100羽）で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生がありました。4月28日に発生農場の防疫処置（殺処分、埋却、清掃・消毒作業）が完了し、5月19日に制限区域を含めた全ての防疫措置が終了しました。防疫措置に従事いただいた関係機関の皆様に改めて感謝申し上げます。

⚠ 国内・道内の農場、野鳥での発生が継続しています

令和3年(2021年)11月以降、国内の家禽農場での発生は、12道県25事例(5月20日現在)にのぼっています。道内では、釧路市の事例の他に、4月16日に白老町（採卵鶏約52万羽）、網走市（エミュー約500羽、採卵鶏約100羽）、5月14日に網走市（採卵鶏約760羽）で発生があり、過去最多の発生となっています。

また、野鳥では8道府県102件（5月10日現在）の発生があり、4月には釧路市のカラスやトビで発生が確認されています。

**現在も野鳥内でウイルスが維持されている可能性があり
引き続き最大限の警戒が必要です**

HPAIを発生させないために、ウイルスの侵入防止対策が重要です

対策のポイント

防鳥ネットや鶏舎の破損状況を点検し、
修繕等を行ってください



野生動物の侵入経路となるような
穴は塞ぎましょう

消石灰散布や消毒槽設置等による
消毒を徹底してください



平常時の2倍以上の死亡鶏の発生等、異状に気づいたときは
速やかに家畜保健衛生所にお知らせください

豚熱 (CSF) について

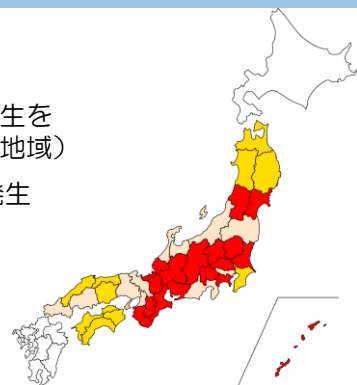
令和4年5月19日現在、国内での豚熱の発生は152農場81事例にのぼり、道内への侵入リスクは依然として高い状態が続いています。

また、令和4年3月、ワクチン接種推奨地域に新たに山口県・広島県が追加されました。

本病の侵入・まん延防止のため、異常豚がみられた場合の速やかな通報をお願いします。

ワクチン接種地域から北海道への豚・精液の導入は制限されています！

- ：飼養豚での発生
(野生イノシシでの発生を含む。ワクチン接種地域)
- ：野生イノシシでの発生
(ワクチン接種地域)
- ：ワクチン接種地域



アフリカ豚熱 (ASF) について

我が国は本病の清浄国ですが、ロシアやアジア各国で発生が確認されており、海外からの侵入に警戒が必要となります。

特に外国人従業員のいる農場につきましては、海外からの無許可での畜産物持ち込み禁止等の指導をお願いします。

【CSF・ASFの侵入を防ぐため、次のことを徹底しましょう】

- 生肉を含む可能性のある食品循環資源を給与する場合は適切に加熱
(撪拌しながら90℃で60分以上又はこれと同等以上の効果を有する方法)
- 豚舎専用の衣服・長靴の着用
- 農場への入退場時の人・車両消毒の徹底
- 飼養豚の確実な監視と異常豚の早期発見・通報
- 畜舎内への野生動物の侵入防止の徹底

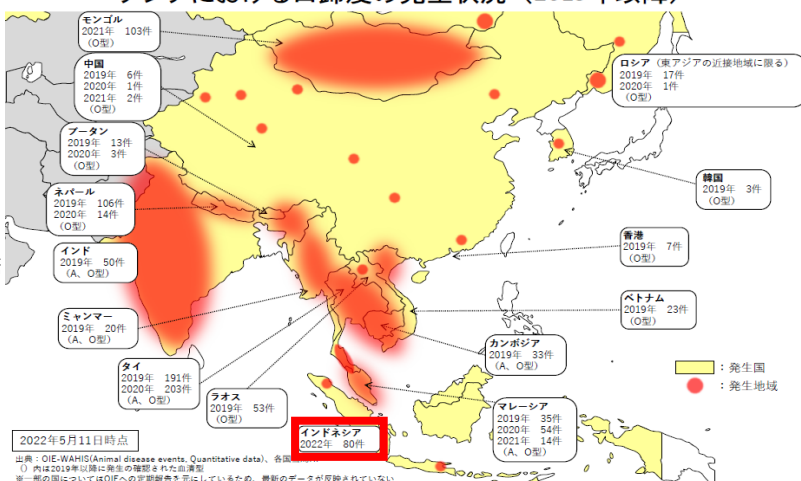


口蹄疫について

平成22年4月、宮崎県で発生した口蹄疫は、約30万頭の家畜が殺処分されるなど日本の畜産に大きな被害をもたらしました。

国内では発生から12年が経過しましたが、令和4年、インドネシアで発生がみられるなど、近隣各国では発生が確認されており、ウイルスが持ち込まれる危険性は高い状況が続いています。引き続き防疫対策の徹底をお願いします。

アジアにおける口蹄疫の発生状況 (2019年以降)



対策のポイント

～飼養衛生管理基準の遵守～

- 農場への出入時、人や車両の洗浄消毒の徹底
- 畜舎内への野生動物の侵入防止策の徹底
- 外国人従業員を受け入れている農場では輸送物に外国製の肉製品を**持ち込ませない**等の指導

家畜に異状が認められた場合はすぐに通報をおねがいします

肉製品の
不正な持ち込みは
厳罰化されています！





定期報告は出しましたか？

家畜伝染病予防法第12条の4の規定により、家畜等の所有者は、毎年2月1日時点の飼養状況を北海道知事あてに報告することとなっています。

牛、馬、水牛、豚、めん羊、山羊、鹿、いのししについては4月15日、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、七面鳥、ほろほろ鳥、だちょう）については6月15日が提出期日となります。

未提出の方は至急提出してください。未報告の場合は家畜伝染病予防法第70条の規定により、30万円以下の過料に処せられますのでご注意ください。

～衛生管理区域に立ち入る車両の消毒について～



☑車両内の交差汚染を防止するための消毒等の措置を講じている

👉令和3年度のチェック表では、釧路管内での本項目の遵守率は74%と低い数字となりました（馬飼養農家では本遵守項目は設定されていません）。

農場関係者が飼料運搬車等の関係車両の内部まで消毒をさせる必要がありますので、**飼養衛生管理マニュアルの明示、消毒薬の準備**などの対応をお願いします。

飼養衛生管理マニュアル例については農林水産省HPで掲載されていますので参考にしてください。（https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/）



車両の洗浄・消毒（例）

ボディを消毒した後
タイヤハウスとタイヤを入念に消毒

フロアマットやペダルは入念に消毒

ハンドル周りも消毒する。
ハンドル・シフト・スイッチ類など
身体が触れる場所は
消毒液を含ませた布などで消毒

- 消毒場所：衛生管理区域境界
- 消毒薬の種類：逆性石けん
- 希釈倍率：500倍

農場に立ち入る関係者は、農場のマニュアルに従い積極的な消毒をお願いします。



令和4年度 家畜伝染病予防事業計画

家畜伝染病予防事業の実施について、次のとおり計画しています。
関係機関の皆様、御協力をよろしくお願いします。

事業名	実施時期		備考
家畜伝染病予防法第5条に基づく検査			
①ヨーネ病検査 (乳用牛・肉用牛)	浜中町	4月、10月～11月	飼養衛生管理基準の遵守状況の確認の聞き取りを併せて実施
	白糠町	5月～6月	
	釧路市音別	7月	
②牛海綿状脳症検査		4月～翌3月	
③蜜蜂の腐蛆病検査		8月	
④高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ強化モニタリング		10月、11月	
⑤牛のブルセラ症の流産又は死産サーベイランス		4月～翌3月	
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する 特定家畜伝染病防疫指針に基づく立入検査			
⑥高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング		4月～翌3月	
家畜防疫対策要綱に基づく立入検査			
⑦めん羊・山羊のスクレイピー立入検査		時期未定	



牛サルモネラ症にご注意を！

牛サルモネラ症は、例年夏～秋に流行がみられますが、今年管内では、すでに3戸で発生しています。

サルモネラ症は一度発生すると、治療・保菌家畜の淘汰など経営面の負担だけでなく、清浄化するまで多大な労力を要し、精神的にも負担が大きい病気です。

令和4年サルモラ症発生状況

発生日	市町村	畜種	菌種
R4.2.14	釧路市	乳用牛	S.Typhimurium
R4.3.3	厚岸町	乳用牛	S.Typhimurium
R4.4.5	鶴居村	乳用牛	S.Typhimurium

これから気温・湿度が上昇し、菌が増えやすい季節を迎えます。改めて飼養管理の点検をしてみましょう。

- ☐ 農場出入り口の消毒や踏み込み消毒槽の設置
- ☐ 哺乳具、飼槽やウォーターカップの定期的な消毒
- ☐ 野生動物の侵入防止策

点検

サルモネラ症を疑う家畜がいる場合はすぐに獣医師に相談しましょう

- ・40℃以上の発熱
- ・水様性～血様下痢（哺育牛では下痢が見られず死亡することもあります）
- ・肺炎・流産など（特にサルモネラダブリンによる）

令和4年度 病性検定手数料

手数料項目	単価
病理解剖検査	4,580 円
鏡検	770 円
一般培養	1,120 円
特殊培養	3,380 円
一般血清反応検査	780 円
特殊血清反応検査	3,070 円
病理組織学的検査	2,520 円
一般理化学的検査	1,300 円
特殊理化学的検査	3,160 円
特殊遺伝子学的検査	5,950 円
特殊血清・遺伝子学的検査	4,010 円
総合病性検定(病理解剖あり)	8,520 円
総合病性検定(病理解剖なし)	7,430 円
証明書	500 円
特別診断(100km未満)	5,670 円
特別診断(100km以上)	11,340 円
器具・機械使用料	860 円

手数料は昨年度と変更ありません。

検体には、

- ・検査目的
- ・採材日および採材者
- ・**個体情報** 等がわかる書類を添付してください。

証明書を必要とする場合、

- ・**血統登録証**等、個体情報を確認できる書類を添付してください。



令和4年度 病性検定におけるヨーネ病検査日程

検体受付締切日	検査実施予定	採血推奨期間
6月10日(金)	6月13日 の週	6月4日 ~ 6月10日
6月24日(金)	6月27日 の週	6月18日 ~ 6月24日
7月8日(金)	7月11日 の週	7月2日 ~ 7月8日
7月29日(金)	8月1日 の週	7月23日 ~ 7月29日
8月12日(金)	8月15日 の週	8月6日 ~ 8月12日
8月26日(金)	8月29日 の週	8月20日 ~ 8月26日
9月9日(金)	9月12日 の週	9月3日 ~ 9月9日
9月22日(木)	9月26日 の週	9月16日 ~ 9月22日
10月7日(金)	10月11日 の週	10月1日 ~ 10月7日
10月21日(金)	10月24日 の週	10月15日 ~ 10月21日
11月4日(金)	11月7日 の週	10月29日 ~ 11月4日
11月18日(金)	11月21日 の週	11月12日 ~ 11月18日
12月2日(金)	12月5日 の週	11月26日 ~ 12月2日
1月5日(木)	1月6日(金)	12月23日 ~ 1月5日
1月27日(金)	1月30日 の週	1月21日 ~ 1月27日
2月10日(金)	2月13日 の週	2月4日 ~ 2月10日
2月24日(金)	2月27日 の週	2月18日 ~ 2月24日
3月10日(金)	3月13日 の週	3月4日 ~ 3月10日
3月24日(金)	3月27日 の週	3月18日 ~ 3月24日

※日程にゆとりをもった検体の搬入をお願いします。

留意事項

- ・採血時に**生後6か月齢以上**であることを確認してください。
- ・書類は検体と一緒に提出してください。
- ・書類には牛の個体識別番号、採材年月日、採材獣医師名を記載してください。



病性検定を依頼するときのお願い

検定依頼から検体受理までの流れ

1. 事前連絡…検定依頼の内容を確認後、依頼の受理を所長が決定します。必ず事前の連絡をお願いします。

2. 検体搬入…検体には個体番号、名号や採材番号等を記載し、依頼簿、検査名簿等の添付をお願いします。依頼簿には採材者、採材日の記載も忘れずに。必要に応じてカルテの写しや登録証の写し等も添付してください。また、検体を発送する場合は冷蔵便でお願いします。

3. 検体受理…依頼簿等と検体の確認をし、依頼を受理します。
※検体の状態によっては追加採材や、検査不適となる場合があります。

	検査目的	材料	検査方法	留意点
疾病別	コーネ病	血清	抗体検査 (ELISA法)	対象月齢： 6か月齢以上
	サルモネラ	糞便	細菌培養	健康検査：綿棒可  発症疑い：ピンポン球大の量
	牛伝染性リンパ腫	血清 血液 (血液塗抹)	抗体検査 (ELISA法) 遺伝子検査 白血球数 白血球百分比	月齢によっては移行抗体の影響を受けることがあります 白血球百分比を依頼する際、採材当日に搬入できない場合は、塗抹標本を添付してください
	牛ウイルス性下痢	血清 血液	ウイルス抗原検査 (ELISA法、RT-PCR法)	移行抗体が消失している個体については、血清のみでも可
原因検索	呼吸器病	鼻汁 血清	細菌学的検査 マイコプラズマ検査 ウイルス学的検査 ウイルス抗体検査	鼻汁（鼻腔スワブ）は 1頭あたり3本以上 乾燥しない工夫をお願いします 後血清は2～3週間後に採材
	下痢	糞便 血清	細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査 ウイルス抗体検査	糞便はピンポン球大の量 後血清は2～3週間後に採材
	異常産	胎子 胎盤 母血清	細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査 病理組織学的検査	母血清の搬入だけでは確定診断ができないため、胎子の搬入（できる限り胎盤も）をお願いします また、牛の場合は家畜伝染病予防法第5条に基づくブルセラ症のサーベイランスを実施しています
	死亡原因検索、異常産原因検索の依頼は、検体の凍結にご注意ください			

疾病原因の依頼は、血清の搬入もお願いします





着任のご挨拶



所長 菅野 宏

この度、4月1日付けで所長で着任しました菅野です。
前任地は、宗谷家畜保健衛生所で、釧路での勤務は初めてとなります。
釧路では、酪農・畜産業は、水産業と並び主要な一次産業であると認識しています。
酪農・畜産を取り巻く環境は、昨今の国際情勢を反映した飼料・燃料等の高騰、新型コロナウイルス感染症による消費の減退、海外悪性伝染病の侵入リスクの増大など、厳しい状況が続きますが、関係者の皆様と協力し、微力ながら持続的な畜産の発展に寄与していきたいと考えていますので、今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

専門員 武智 菜里

日高家畜保健衛生所から異動して参りました武智と申します。神奈川県出身で、大学まで地元で過ごし、日高で5年間勤務し、釧路勤務となりました。
1日も早く業務に慣れ、釧路管内の家畜衛生の向上に貢献できるよう頑張りますので、よろしくお願いいたします。

転出者について

所長 佐藤研志 ⇒ 日高家畜保健衛生所へ異動
獣医師 互野佑香 ⇒ 道庁畜産振興課へ異動

管内関係機関のみなさま
お世話になりました



令和4年度 職員体制及び緊急連絡先

北海道釧路家畜保健衛生所 電話 0154-57-8775

★休日・夜間の緊急連絡は、釧路総合振興局（電話0154-43-9100）まで

		所長 次長	菅野 宏 小川英仁		
指導課		予防課			
課長	成田雅子	課長	宮根和弘		
主査（薬事・安全）	村上晋一	主査（危機管理）	藤原正俊		
指導専門員	林 美加	専門員	原希和子	専門員	酒詰史子
		獣医師	佃 拓磨	専門員	武智菜里
		獣医師	鶴岡駿紀		